

令和3年8月5日

民間の保育施設関係事業
施設長及び保育従事者 各位

石垣市長 中山 義 隆
〔公 印 省 略〕

緊急事態措置期間中の保育従事者の対応について（通知）

日頃から新型コロナウイルスの感染拡大防止についてご協力を頂き深く感謝申し上げます。
新型コロナウイルス感染症が全国的に蔓延するなか、沖縄県内でも感染力の強いデルタ株による感染が広がっていることなどから、新規感染者が最多人数を更新し深刻な状況となっております。県内保育施設における感染状況も次第に増加している傾向がある事から、保育従事者においては、感染急拡大を食い止めるための対応として、下記事項について留意するよう通知します。

また、先に通知しました「沖縄県緊急共同メッセージ（令和3年8月1日発文）」及び「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」（沖縄県ホームページに掲載）を踏まえ、これまで以上に危機感を持って行動するよう併せて通知します。



[沖縄県対処方針](#)

記

1 保育従事者の郡外渡航について

- ①「緊急事態宣言」下の郡外渡航は原則自粛として、急を要しやむを得ない郡外渡航となる場合は、出発前にPCR検査又は抗原検査を受け、帰島後も速やかにPCR検査又は抗原検査を受けるようにして下さい。
- ②帰島後は、PCR検査又は抗原検査の結果がでるまでは、自宅待機として「陰性」が判定された後に出勤して下さい。
- ③帰島後（帰島日を1日目）から2週間は健康観察を徹底し、発熱や咳、体調不良等がある場合は出勤を控えて下さい。

2 新型コロナウイルスワクチン接種について

感染症対策としてワクチン接種は有効な手立てとなります。
ワクチン未接種の方は、下記の追加日程で接種が行えます。

（※ワクチン接種は任意となります。）

・追加接種日程：8月9日（月）～8月15日（日） ※8月12日、13日は除く



[追加接種日程](#)

3 会食等について

- ①飲食関係による感染例が多数確認されていることから、摸合、バーベキュー、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等への参加は行わないこと。
- ②会食は、同居家族等と少人数かつ短時間のみで行い、感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用はしないこと。